

会 議 録

附属機関の名称		平成19年度 第1回 豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		清掃環境部計画管理課
開催日時		平成19年9月25日（火） 午後3時～午後5時6分
開催場所		区役所本庁舎 4階 議員協議会室
出席者	委員	松波淳也、小祝慶紀、根本志保子、山田正人、山本芳生、平井英男、藤居秀三、戸部昇、遠竹よしこ、永野裕子、高橋佳代子、渡辺くみ子、中村丈一、春田稔、高埜秀典、鷺崎智恵子、藤井壽、吉倉英子、庄司佳子、天野義憲、辻陽子、齋藤賢司、篠靖夫（敬称略）
	その他	高野区長
	幹事	加藤計画管理課長、椎名エコライフ課長、森環境課長、佐藤豊島清掃事務所長
	事務局	計画管理課東山管理係長、櫻井計画調整係長、菊池資源リサイクル係長、伏見循環型社会推進担当係長、エコライフ課茅山エコライフ推進係長、千葉街の美化推進係長、環境課和泉環境計画担当係長
公開の可否		公開 傍聴人数 0人
非公開・一部非公開の場合は、その理由		
会議次第		1 開会 (1) 委員の委嘱 (2) 委員の挨拶 (3) 会長の選出 (4) 会長代理の指名 2 議事 (1) 諮問 (2) 区長挨拶 (3) 会議の公開等について (4) 豊島区の清掃とリサイクル事業の現状について (5) 今後の審議会のスケジュール等について

(午後3時00分開会)

計画管理課長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、まだお見えになっていない方もいらっしゃると思いますが、ただいまから第3期第1回豊島区リサイクル・清掃審議会を開催させていただきます。

皆様には、ご多忙中にご出席たまわり、まことにありがとうございます。

私は、清掃環境部計画管理課長をしております加藤と申します、よろしく願いいたします。

本日は、第3期の審議会といたしましては初回でございますので、会長が選任されるまでの間、私の方で司会進行を務めさせていただきます。

初めに委員の委嘱でございます。本来であれば、区長がお1人お1人に対しまして、委嘱状をお渡しすべきことでありますけれども、時間の都合上、席上に置かせていただいております。よろしく願いいたします。

次に、恐縮でございますが、お手元に配付をいたしました資料のご確認をお願いいたします。

資料の第1-1号は、豊島区リサイクル・清掃審議会委員の名簿でございます。

資料の第1-2号が豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例と同規則をつづったものでございます。なお、本審議会につきましては、この条例の第7条でございますが、その規定によりまして区長の附属機関として区長の諮問に応じて審議して、答申していただくことになっております。

資料の第1-3号は、諮問文の写しでございます。

資料の第1-4号は、平成12年に策定しました豊島区一般廃棄物処理基本計画でございます。

次に、資料第1-5号ですが、清掃環境部事業概要でございます。

次に、資料第1-6号が豊島区の清掃とリサイクルに関する資料をつづったものでございます。後ほど私の方からこの資料に基づいて清掃とリサイクル事業の現状についてご説明申し上げます。

次に資料第1-7号が、豊島区廃プラスチックサーマルリサイクル実施方針でございます。

次に、資料第1-8号は、第3期の豊島区リサイクル・清掃審議会の今後のスケジュールでございます。

最後になりますけれども、資料第1-9号ですが、第1期・第2期リサイクル・清掃審議会の答申をつづったものでございます。

資料については以上でございます。お手元がない場合は教えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず、前もってマイクの取り扱いについてご注意いただきたいと思います。お手元にマイクがあると思います。発言する場合は、お手元のマイクの前にあります、

下にあるボタンを押して発言していただきまして、発言が終わった段階でそのボタンを再度押してもらいます。一度押しますと、ランプが点灯します。もう一度押しますとランプが消滅します。録音の関係でございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。時間の都合の関係もございまして、恐縮でございますが、できるだけ簡潔をお願いしたいと思います。自己紹介の順番でございますが、資料第1 - 1号の名簿の順に従ってお願いいたします。

本日、田中委員は所用のためご欠席となっております。また根本委員からは、多少遅れるとのご連絡をいただいておりますので、後ほどお願いしたいと思っております。

それでは、まず松波委員からお願いいたします。

委員 法政大学経済学部教授の松波と申します。専門は環境経済学という分野で、特に廃棄物を中心に勉強しております。この審議会の委員になりまして勉強させていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員 国土館大学法学部講師をしております小祝慶紀と申します。よろしくお願いいたします。専門は環境法の経済分析という変わった分野ですけれども、法制度から環境を考えるとというようなことを専門としています。

微力ではありますが、一生懸命尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 国立環境研究所の山田と申します。私は廃棄物の処理の、主に技術的なことを研究しております。本当の専門は最終処分場の研究が専門でございます。

一応、技術的なことを多分聞かれるだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 東京商工会議所豊島支部の事務局長を務めております山本と申します。前回の第2期でございますが、清掃審議会の方も出席をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

委員 西武百貨店池袋本店で総務課長をしております平井英男と申します。地元の皆様にはいつもお世話になっておりますが、いろいろ勉強をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 要興業の藤居秀三と申します。この地で36年間、実践でこの事業、廃棄物処理とリサイクルをやっております。よろしくお願いいたします。

委員 戸部商事の戸部と申します。ものをつくる人、運ぶ人、かたす人。そのかたす人の部分で、リサイクルをやっておる戸部商事の戸部でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員 自由民主党選出の区議会議員でございます。よろしくお願いいたします。

委員 前期に引き続きまして今期も委員を拝命いたしました、民主党所属の永野裕子と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員 公明党から選出されました高橋佳代子でございます。皆様と一緒に審議してきた

いと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 共産党の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

委員 豊島区町会連合会会長の中村でございます。よろしくどうぞお願いします。

委員 町連第3支部支部長の春田でございます。よろしくお願いいたします。

委員 豊島区商店街連合会の副会長でございます。高埜でございます。どうぞ、よろしくよろしくお願いいたします。

委員 豊島区消費者団体連絡会代表の鷲崎智恵子と申します。

ただいまマイバック運動に取り組んでおります。この10月も3、4、5とまた地域の椎名町商店街、8商店街の協力でやります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員 印刷関連協で廃棄物を出す方の代表として来ております。前回に引き続き、私がないと何を言われるかわかりませんので、また呼ばれました。ひとつよろしくお願いいたします。

委員 リサイクル・清掃推進員としてお手伝いしておりました吉倉と申します。よろしくお願いいたします。

委員 主婦の立場から、少しでもごみを減らしていきたいと頑張っております、庄司佳子でございます。よろしくお願いいたします。

委員 私は天野と申します。実は、長らく紙関係の仕事に携わってまいっております。どこまでお役に立てるかわかりませんが、一生懸命やらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員 辻陽子と申します。初めまして。豊島区ではフリーマーケットに参加させていただいています。清掃の方は初めてなので、いろいろ勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 豊島区清掃環境部長の齋藤でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員 東京23区清掃一部事務組合の豊島清掃工場長をしております篠でございます。

中間処理の実務の方からですが、よろしくお願いいたします。

計画管理課長 どうも、ありがとうございました。

続きまして、私の方から区の職員を紹介させていただきます。

エコライフ課長、椎名礼子でございます。

環境課長、森康一でございます。

豊島清掃事務所長、佐藤廣明でございます。

それから事務局職員ですが、計画管理課計画調整係の櫻井係長と山岸でございます。

それでは、本日初回でございますので、まず会長をお決め願いたいと思います。

なお、ただいまのご出席の委員は22名でございます。委員総数24名の過半数に達しておりますので、資料第1 2号にございます条例第7条第11項の定足数を満たしていることをご報告いたします

会長につきましては、同じ条例の第7条第7項によりまして、委員の皆様の互選によ

りご選出いただくことになっております。いかがいたしましょうか。

委員 私からご提案を申し上げます。本日は、今、委員さんの中で学識経験者の皆さんが大勢おられるようでございますが、専門的な専攻されて、その道の研究をなさっております法政大学経済学部教授の松波先生をご推薦申し上げ、いかがかなと存じますので、ご提案申し上げます。

計画管理課長 ただいま「松波先生を会長に」というご発言がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

(拍手)

計画管理課長 それでは松波委員に会長をお願い申し上げます。松波会長、どうぞ会長席の方にお移りいただければと思います。

(会長席に移動)

計画管理課長 それでは、会長に就任されました松波会長に、改めましてごあいさつをお願いしたいと存じます。

会長 法政大学の松波と申します。ただいま会長とのお話をいただきまして、非常に恐縮しております。

私自身は、先ほどお話しましたように、専門名は環境経済学の分野で、特に廃棄物の経済学という分野を中心に研究してまいりました。そういった研究の半面、他の自治体豊島区さんは今回初めてですが、他の自治体を中心にそういった行政にもかかわってきた経験もございますので、もしそれが生かされればと思います。

豊島区の清掃事業の将来のために、いい貢献ができればと思います。皆様のご協力もよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(拍手)

計画管理課長 どうも、ありがとうございました。

続きまして条例第7条第9項に、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するというふうになってございます。松波会長に代理者のご指名をお願いしたいと思います。

会長 それでは、私としましては小祝先生。長らく、他の自治体等でも、ごみ行政に非常に詳しくおられますので、そういう点を加味しまして小祝先生をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(拍手)

計画管理課長 それでは、小祝先生よろしくお願いいたします。

それでは、会長が決まりましたので、これからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

今、区長を呼んでまいっておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

それでは先生、進行の方よろしくお願いいたします。

会長 それでは、これより早速議事に入りたいと思います。

議事の1点目でございますが、高野区長より諮問をお受けしたいと思います。資料第1 - 3号が諮問文の写しとなっております。ご覧いただきたいと思います。

それでは、区長さん。よろしく願いいたします。

区長 19豊清環諮問第1号。

豊島区リサイクル・清掃審議会様。

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例（平成11年豊島区条例第48号）第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問をいたします。

平成19年9月25日

豊島区長 高野 之夫

記

資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方について

以上です。どうぞ、よろしく願いいたします。

会長 確かにお受けいたしました。精力的に審議し、答申を行いたいと思います。

続きまして、高野区長よりごあいさつをいただきたいと思います。

区長 どうも皆様こんにちは。また、ご苦労さまでございます。豊島区長の高野之夫でございます。皆様方におかれましては、それぞれ大変お忙しいお立場にも関わりませず、リサイクル・清掃審議会委員のご就任を、快くお受けをいただきましたことを、心よりお礼申し上げる次第であります。

さて、清掃・リサイクル事業につきましては、平成12年度の東京都からの移管が、早いもので、もう7年が経過をしたわけでありまして、より地域に密着した事業として定着してきているわけであります。

現在、清掃事業は、従来のように単にごみを処理をするということだけではなく、限りある最終処分場の延命化、さらには地球環境の保全という大変重大な役割を担っているわけでございます。

このような役割を果たしていくためには、いわゆる3R、リデュース・リユース・リサイクルを実践をいたしまして、資源が繰り返し活用される「資源循環型地域社会」を構築していかなければならないと考えているわけであります。本区では清掃事業の移管前から、他区に先駆けて多品目の資源回収を実施するなど、リサイクルの充実を図ってきたわけでございます。今後、容器包装のさらなるリサイクルなどについても検討をしていく必要があると考えているわけであります。

また本区は、事業系ごみが過半を占めるという地域特性を有し、特に池袋駅周辺の繁華街では、毎日収集という特例的な取り扱いをしているわけでございます。この点から事業計画については、自己処理責任の原則を踏まえた方策を具体化していく必要があるのではないかと考えております。さらには、家庭ごみにつきましても、大幅なごみ減量

への動機つけにつながる新たな仕組みづくりが課題ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、清掃・リサイクル事業の課題に対応していくためには、地域の特性、コスト面や、区民・事業者・行政の適正な役割分担などに配慮しながら、これまでの事業を基盤としながら将来を展望していく必要があるのではないかと考えているわけでありませう。

このような認識から、新しい時代にふさわしい清掃・リサイクル事業を展開するための第3期のリサイクル・清掃審議会での審議をお願いすることといたしたわけでございます。先ほど、平成12年度より策定した一般廃棄物処理基本計画の改定に資するべく、資源循環型地域社会の構築に向けた、清掃・リサイクル事業のあり方について諮問をさせていただいたわけでございます。

はなはだ勝手でございますけれども、平成21年度を初年度とする新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するため、来年度の中ごろまでには答申をいただければありがたいと思っております。

皆様におかれましては、それぞれのお立場で培われた知識、経験をもとに、ご意見を賜わりますよう心からお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

会長 高野区長、どうもありがとうございました。

計画管理課長 大変恐縮でございますが、区長におきましては公務が重なってございますので、ここで退席をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

区長 どうぞよろしく、皆さんお願いいたします。

会長 ただいま、本審議会に対し、高野区長から諮問がございました。

「資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方」ということで、大変、大きな課題であり、今後、改定される豊島区一般廃棄物処理基本計画への反映も考えながら審議していく必要もございませう。

ぜひ、皆様と積極的に協議、審議し、答申をつくってまいりたいと思っております。

それでは、引き続き議事を進めていきたいと思っております。

議事の3点目ですけれども、会議の公開等についてでございます。どのような扱いにするのか、事務局でご提案ございましたらお願いしたいと思っております。

計画管理課長 今、資料をお手元に配付をさせていただいておりますので、少々お待ちいただければと思っております。

それでは、私の説明に入る前に、根本委員がまいりましたので、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 すみません、遅れまして大変申しわけありません。授業の関係でたった今、到着いたしました。

私、環境経済学というのを専攻しているのですが、消費者行動と環境経済学ということ専門としております。よろしくお願いいたします。

計画管理課長 どうも、ありがとうございました。

ただいま、会議の公開等についても事務局の案をお手元にお配りさせていただいております。この内容はこの審議会1期、2期と、従前のやり方そのままを踏襲した中身でございます。それを読ませていただきます。

会議の公開等について（案）。

1．会議の公開。

豊島区リサイクル・清掃審議会（以下：審議会という）、この会議は、これを公開する。

2．傍聴の取り扱い。

（1）審議会の開催日時を決定したときは、速やかに区の広報紙及びホームページに周知する。

（2）傍聴の申し込みは、当日会場で受け付けるものとする。ただし、会長は会場のスペース等により会議の運営に障害を来すと判断する場合は傍聴者の人数を制限することができる。

（3）事前に配付された資料は傍聴者にも配布する。

3．会議録の取り扱いです。

（1）会議録の作成に当たっては、発言者の氏名を記載する。区職員を除く委員の発言にあっては会長または委員と記載し、区職員の発言にあっては、職名を記載する。

（2）会議録は委員全員の確認を経た後、速やかに区のホームページに掲載する。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から審議会の運営に当たっては、公開を基本とするという提案がなされました。この件に関しまして、質問等含めまして、ご意見ございましたら、お願いいたします。

委員 原則的にこれで賛成ですが、1つ教えていただきたいのは、2番、傍聴の取り扱いの（2）の方ですが、要は会場にたくさん来ちゃうと困るから、そのときは人数制限をするという項目が入っているのです。今まで、過去にこういう例というのは、おありになったのでしょうか。

計画管理課長 今までの例としては、そのような例はございませんし、今後そういったたくさんおいでになるとは想定しにくいですが、今のところ過去の事例としてはございません。

委員 細かく言うつもりもありませんが、私も経験の中でほとんどないです。ですので、何であえてこれが入るのかなと。できれば、私は削除しておいてもいいのではないかなというふうに思っています。

それと、あと傍聴される方に資料が配付されるというのは大変素晴らしいことだなというふうに思いました。

以上です。

計画管理課長 ただいまの人数制限ですが、必ずしもこの会場がとれるわけではなくて、場合によってはもっと狭い会場になるかもしれませんので、そういう事態がなければよろしいのですけれども、そういうことで、あえて、あらかじめそういう規定を置いたということでございます。

委員 この場で何う内容なのか迷ったのですが、パソコンの持ち込みについて。区議会の会議は認められてないような気がしたのですが、これについても一定のルールというか、方針を定めたらと思うのですけれども。

計画管理課長 1つ確認をさせていただきたいのですが、パソコンの持ち込みというのは委員の方が持ち込むのか、それとも傍聴者が持ち込むということによろしいでしょうか。

委員 両方です。場合によっては資料なんかで必要になってくることもあると思いますし、簡単なもので媒体とコンタクトがとれるような、そういう器具も考えられると思いますが、その点についても。

計画管理課長 それはパソコンの持ち込みを認めた方がいいということなのでしょうか。それとも逆に、それは制限した方がいいという趣旨でおっしゃっているのでしょうか。

委員 私は、個人的には認めていいと思っています。区議会の中でもあっていいと思っていますのですが、現状、豊島区議会の中では認められてないという現実がありますので、一応、一定の方向性をこの会議の中で決めておいたらどうかなと思ひまして。

会長 基本的、原則公開ということでしたから、外部に様子が漏れても構わないということになります。それと、現実、今のところ、この案の中にはパソコンの使用に関して何も明記されていませんので、「規定なし」ということでもよろしいのではないかと思います。

使う場合には使ってもいいし、それで何か問題が起こった場合には、また別途議論するということでもよろしいのではないかと。今のところは問題は起こっていませんよね。もしあるのだったら。

委員 1つは、今、資料が全部紙で配られたりしていますけれども、最近の会議ですと、ほとんど電子ファイルで配られて、それで見るとということが一般的になっています。例えば、私がここで何か質問されたときに、今、手持ちに細かい資料がないときに、ここで見るということがありますので、ぜひ、お認めいただきたいと思います。

委員 先ほど申しました、基本的に私は推進していこうという立場ですが、現状、この豊島区内の会議には前例がなかったのだという感じを受けました。規定で定める必要はないと思うのですが、一定の持ち合わせというか、そういった確認はした上で、今のところ問題ないということもありますけど、まだ始まっていませんので、ある程度の方向性を決めた上で、またその段階を追って見直す必要があれば見直すと、そういった形でよろしいじゃないかと思います。

会長 基本的には持ち込んでも構わないといこと、私はいいと思うのですが、事務局

の方で何かご提案出していただければ、助かるのですけれど。

計画管理課長 持ち込んでいただいて、公開の場でございますので、具体的にこういう障害があるということは想定できませんので、もし皆さんのご意向で、そういう方向であれば構わないということで、差し支えないと思います。

ただし、私たちも報道関係とか電源の確保もありますので、できれば委員の皆様方の、ある程度想定範囲のところまでやってきた場合は、突然の申し出等は、傍聴者に限っては、なかなか対応できないような面もあるということで、そういうことを念頭に置いていただければ、委員の先生については、あらかじめそういう申し出をいただきまして、対応させていただきますけれども。傍聴者がどういうことでやってくるかわかりませんので、いちいち、そのたびにそういう対応をするというのは困難ですので、場合によっては、傍聴者においてはそれを使えないというケースもあるということは念頭に置いていただければと思います。

会長 よろしいでしょうか。

案の中に、特に明示しない状態にして、ただ暗黙というか、常識の範囲内で利用していただければと思います。

委員 私も、今の時代ですから、決してこれをないがしろにはいけないと思っておりますけれども、きょう初めてお見えになった一般公募の方たちは、どうお考えか。

やはり手段として使うものが、今の時代、若い方は皆さんこれに慣れていらっしゃるけど。ある程度の年齢の方には、多分、普段と違う。

情報の交換の中に、受ける情報量が違ってきますから、そういう点が、皆さんとともにレベルで話ができることが前提ですので。そういうことで、特に、私は別に構いません。議員の方はいろいろな面で、どこでも発言する場面がありますし、いいのですが、一般公募の方はどういうふうに考えていらっしゃるか、そういう意見に対して、ご配慮いただけたらいいと思います。

会長 今のようなお話もありました。委員の中で格別に何かご意見がございましたらお願いしたいのですけれども。基本的にパソコンの使用に関しては常識の範囲内で認める方法でということですけども。もし、明確なご意見がございましたらお願いしたいのですが。

委員 今の時代ですから、やっぱり資料とか簡単に作成できると思うので、必要じゃないかと思います。私は全然やらないのですが。

会長 基本的には、認める方向でということで、よろしいですね。

では、そういうことで、事務局の方で格別に記述は載せませんけれども、この場での基本的な合意として認識していただければと思います。そういうことで、よろしいでしょうか。何か、特に問題が起こった場合には別途議論にしたいと思います。

それでは、もしこの他に異議がないようでしたら、事務局案の方向で進めていきたいと思っております。

では、早速ですけど、本日、傍聴希望者はおられますでしょうか。

計画管理課長 本日はいらっしゃいません。

会長 それでは、引き続きまして議事の4点目に移らせていただきたいと思います。

豊島区の清掃とリサイクル事業の現状についてということになります。事務局から、資料に基づいて説明をお願いいたします。

計画管理課長 それでは私の方から資料の第1 - 6の、表題が「豊島区の清掃とリサイクル」という表記の資料、全体的ページ数が48ページにわたるものでございます。これについて、簡潔に説明を加えながらやってまいりたいと思います。お手元に資料の準備はよろしいでしょうか。

それでは、まず2ページをお開けいただきたいと思います。大きく分けて から 。

が法と計画、 、豊島区の人口・財政等、 、事業概要、 ごみ・資源量、最後に、中間処理・最終処分という分け方をさせていただいております。

なお、この資料につきましては、ごらんになって誤字脱字等がございますし、その部分に後ほど差し替えさせていただきます。それから、ここで必要に応じて、場合によっては委員の皆様の要求に基づいて、さらにこの資料を充実させていきたいと思っております。

それでは、3ページをお開けいただきたいと思います。 、法と計画の関係でございます。4ページを開けていただければと思います。清掃とリサイクルに関する法体系図になっております。

まず、この根本のところは、環境基本法というものが清掃とリサイクルについての根本法でございます。中でも、一番私どもの日常の仕事に絡みがあるのは中段から下の方に、左側、廃棄物処理法、後ほど概要で説明させていただきます。

それから現在は容器リサイクル法と、このもののリサイクル関係の法律が具体化されております。

5ページお開けいただきたいと思います。先ほど言いました廃棄物処理法の概要でございます。こちらの方では、国民あるいは事業者、自治体のそれぞれの責務が規定されております。まず国民の責務ですが、そこに幾つか掲げておりますけれども、排出抑制等の責務が掲げられております。それから事業者の責務については、一番大きいものは、事業者がみずからの事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において処理する、自己処理の原則がうたわれております。

右側の一番端ですが、自治体の責任については、4つほど上げさせていただいていますが、その2番目。一般廃棄物処理に関する事業実施に当たっては、能率的な運営に務める。それから一番最後ですが、一般廃棄物処理基本計画を策定すると。先ほど、今回のご審議の結果、答申をいただいた上で、一般廃棄物処理基本計画、現在の基本計画を改定する予定でございます。

6ページに移らせていただきます。容器包装リサイクル法の概要について簡単に書か

せていただきました。左側、上の部分、概要のところをごらんいただきたいと思います。一般廃棄物の減量化、資源の有効活用を図るため、家庭ごみの、容積にして約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを利用者に義務づけていると。それから2つ目の丸ですが、リサイクル義務を負う事業者と、分別排出を行う消費者、分別収集を行う市町村がそれぞれの役割を分担するということが明記されております。

最後に、リサイクル義務の対象となる容器包装、細かい点はいろいろございますけれども、大きく分けると4種類、ガラス製容器・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装、この4種類がリサイクル義務の対象となっているということでございます。リサイクルということになりますと、最初に再商品化ということになりますが、この法律が想定しております方式は、その下に書かれています再商品化の方式。

まず、「自主回収ルート」。リターナブルびんのようなものでございますけれども、特定事業者が、右側に特定事業者の中に書いてありますけれども、みずから販売店などを通じて回収するもの。

それから、最も容器包装リサイクルで典型的なケースですが「指定法人ルート」。財団法人の日本容器包装リサイクル協会、ここへ事業者が再商品化を委託すると。こういったもの。

それから最後の「独自ルート」というものがあります。これは実際に採用されている例はありません。ありませんけれども、規定上は特定業者がみずから再商品化するという。この3つの再商品化の方式がございます。

焦点になっているのは、指定法人グループということになりまして、右側に、その部分だけ取り上げて具体的なスキームを書かせていただいています。そのスキームの枠の中の右上ごらんいただきたいと思います。特定事業者、「特定容器利用事業者」あるいは「特定容器製造等事業者」、「特定包装利用事業者」という細かいのがありますが、こちらの利用負担のもとに再商品化をしていくという中身ですが、こちらの方で、まず商品の提供、容器包装がまず消費者の方に流れていく。この段階で消費した後、その容器包装を分別配送すると。それを受けて市区町村では分別回収する。その分別回収して、市区町村の役割ですが、そこも丸のところを書いてありまして、保管・圧縮・梱包と、こういったものは市区町村の責任でやらなくてはならないと。当然、このための場所の確保が当然必要になってきます。今のところ、市区町村がこういう指定法人ルートをやるときのネックになっているのは、こうした場所を確保することが非常に困難になっております。

今後、豊島区がこういったことに検討を進めるということだと、区内にこういった場所を確保するのは、実際上は不可能であろうということから、これが一番大きなネックになっていくことだろうと思っています。

それから、真ん中に「【指定法人】日本容器包装リサイクル協会」というものがございます。こちらの方に特定事業者の方から、自分たちが提供した容器包装のリサイクル

のための費用を、その指定法人に最終的に委ねることになりますので、その費用を支払います。

自治体の方では、市区町村の方で保管・圧縮・梱包を有するほか、この指定法人から引取契約を結びます。最終的に再商品化するものは「リサイクル事業者」と言いますが、このリサイクル事業者が指定法人に一旦登録をしまして、登録されたりサイクル事業者の中で市区町村の保管・圧縮・梱包したものを入札をかけた上で、最も安い費用でリサイクルする業者に、入札の結果落ちていくという結果になります。

したがって、その入札以降、それに伴ったりサイクル費用が、リサイクル事業者に届きまして、ここで再商品化をして、商品利用業者に売却をするという流れになっております。

なお、これについては、また機会がありますので改めてご説明させていただきたいと思いますが、来年の4月からになりますけれども、このリサイクル費用の支払い 特定事業者がリサイクル費用ということを負担しなければいけません、あらかじめ国の基準で想定した費用と、実際に払った費用に差が出てきた場合、その差の範囲の中で、分別回収を行った市区町村に一部費用が提供されるという中身になっております。

これについては細かい話でございますので、また説明する機会を持ちたいと思います。次に、7ページ開けていただきます。

各計画と関係法令の関係でございます。左側に法律、それから真ん中に豊島区の、資料で示している条例と、それ以下、処理基本計画、豊島区一般廃棄物処理基本計画でございます。それから、右側に関連の豊島区と国等の計画がございます。

先ほどから言っておりますけれども「豊島区一般廃棄物処理基本計画」、これが法律条例に基づいた計画でございます。現在、12年4月に作成して、もう既に7年ほど経過しておりますが、これが計画期間が12年で、平成24年度3月までの期間になっておりますが、この機会に、状況も変わっておりますので、この審議及びその答申をいただいた上で、それを基礎として、この処理基本計画を見直していく予定でございます。

8ページをお開けいただきたいと思います。

「未来戦略推進プラン2007」。これは基本構想、基本計画があったその下に、実施計画というか、実施計画に相当するものでございます。

計画期間が19年度から平成22年度、4年間の計画でございます。本年の3月に策定したものでございます。これにつきましては、4つの基本政策がございまして、文化・健康・都市再生、私ども関わりのあるのは環境ということになりまして、環境の中にビジョン1から3までありまして、私どもに特別に関係するのはビジョンの2「3Rを実践し、ごみ半減に取り組むまち・としま」ということで、プロジェクトを2つ掲げ、主な事業を書かせていただいております。

9ページを開けていただきます。

一般廃棄物処理基本計画 先ほど言いましたが、その法的な根拠です。先ほど触れ

ましたけど、直接は廃棄物処理法の第6条にございまして、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」と言う）を定めなければならない」と。ここに、策定の直接の動きがございまして。それから、その2項に一から六までの、これは計画に盛り込むべき事項を掲げております。

まず、1つ目は「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」。2番目として「一般廃棄物排出の抑制のための方策に関する事項」。3番目としまして「分別して収集をするものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」。4番目は「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」。5番目は「一般廃棄物処理施設の整備に関する事項」。最後に「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」ということになっております。

これを受けまして、豊島区の条例が下にございます。

条例第26条ですが、これは1項で「規則で定めるところに、一般廃棄物処理基本計画を定める」という中身になっております。その条例の規定を受けまして、規則の第5条に一般廃棄物処理基本計画の記載事項、規定の中身が書いてあります。

大きく分けて、1つは一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その実施のために必要な各年の事業について定める実施計画からなっておりますが、記載事項は、先ほど法律に列挙された事項そのもの、また再掲をしておりますので、説明は省略させていただきます。

10ページです。今回の国の動向を書かせていただきました。平成17年5月、環境省から「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されまして、市町村の役割として「一般廃棄物処理に関する事業にかかるコスト分析」、あるいは「経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制推進」等が掲げられております。

この事業に関するコスト分析に関しまして、平成19年6月、同じく環境省から「一般廃棄物会計基準」が策定されまして、これが廃棄物処理に関する事業のコストを分析するに当たってのガイドラインということになります。

11ページに移っていただきたいと思っております。大きな2番目の「豊島区の人口・財政等」ということでございます。12ページを開けていただきたいと思っております。

豊島区の人口推移。45年から掲載しておりますが、だんだん人口が減ってきておりますが、このところ、やや持ち直しているという傾向がございまして。

ただし、この内訳を見ますと老年人口、65歳以上の人口がやや増加している特徴がございまして。

それから13ページです。豊島区の世帯類型別の構成比。右のところにはファミリー世帯・夫婦のみ世帯・単身世帯・その他となっております。ファミリー世帯は3世代までを入れております。親族関係のある3世代までは、こちらのファミリー世帯に入っていると。それから、その他の部分ですが、これは親族関係ではないけれども、同居してい

ると、その世帯がそこに入っているということですが、その部分がその他ということになります。

特徴としまして、17年度約60%が単身世帯でございまして、先ほども高齢化が進んでいるということで、高齢者の単身世帯がふえている状況であります。

14ページをお開きいただきたいと思います。豊島区の昼間人口と夜間人口です。

これは線が一部交差しておりますが、これが大体昭和40年ごろです。昼間人口がこの段階で夜間人口を上回ったと、その後、開きがぐっと生じてきて、現在にいたっているということになりまして、昼間と夜では人口に10万以上差が出てきております。

15ページお開きいただきたいと思います。これは、従業員の規模別事業者の数の推移でございます。

ごらんいただければと思いますが、中小企業基本法という法律がございまして、その中の区分で、常時使用する従業員が20人以下、商業サービス業にあつては5人以下というのが小規模事業者という位置づけになっております。その中小企業法の区分からしますと、そういった20人以下ということが小規模事業者の過半を占めるという状況でございます。

16ページ、豊島区の財政状況です。グラフをごらんいただければと思います。一般会計の歳入で894億円余り。こういう構成になっておりまして、右側が、同じ金額ですが歳出予算になっております。このうち清掃環境費が占める割合は約5%。

上段の枠をごらんいただきたいと思います。区民1人あたりにしますと19年度の一般会計の最終予算額が34万8,889円になります。仮に19年度の予算1万円当たりをとりますと、1万円当たり503円が清掃・リサイクル環境対策に使われるという予算の中の中身になっております。

17ページをごらんいただければと思います。清掃環境事業の予算・決算です。決算は18年度、予算は19年度。決算については25億5,100万円。19年度の予算28億円となっております。

内訳、決算も予算も、内訳は同じ様相でございます。ここで言うております共同処理は、下に書かれてあります、「東京23区が共同の中間処理に係る経費」でありまして、清掃一部事務組合に対して、各区が分担金として支払っているものでございます。

なお、人件費は、ここでは組んでおりませんが、18年度予算では、このほか人件費としまして17億3,100万円。19年度予算としては16億9,500万円ということでございます。

18ページお願いします。ごみ処理原価の推移であります。1キロのごみを処理するためにどれだけの経費がかかっているかと、これの推移を示したものでございます。それで、このところ、基本的には23区よりも豊島区が低い数字になっております。これは、もともと一番大きなところが処理処分、清掃工場で焼却等の中間処理、それから東京湾の最終処分場で埋め立てるといった費用は23区共通でございます。

違ってくるのは、ごみの収集・運搬の部門で、清掃工場がある区とない区。当然、私も清掃工場が区のだ真ん中にありまして、比較的、集積地区から近いということから、清掃工場がない区から比べると車両台数も少なくて済む。運搬経費も少なくて済むというようなことから、低めの数字になっています。

なお、14年度に高くなっておりますのは、14年度に新パイロットプランということで、後ほどグラフが出てくると思いますが、この段階で実施したことによって資源回収が大幅に増加して、その点ごみ量が少なくなって、約1万トンぐらい減って、この逆にごみが少なくなって経費が割高になってくるということから、こういった影響が出てきております。

19ページ。清掃作業関係職員数の推移でございます。平成12年4月1日から、東京都から各区に移管した、その推移を表したものでございます。その当時からいきますと、大体60名ほど減っているという数字がございます。

20ページお開けいただきたいと思えます。清掃車両台数の推移でございます。全体として12年度が55台で、19年度が42台ということで、基本的には、ごみが減少傾向にあるということをもとにしているのですが、18年度から、それまで、直接、清掃事務所で粗大ごみを取り扱ってございましたけれども、粗大ごみの処理については18年度から委託をしている関係から、車両が減ってきております。

それから、その右の欄に直営車、これは区が所有する車両ですけれども、白樺のところ雇上車。「雇い上げ車」というのが普通ですけれども、歴史的に東京都の23区のごみを扱っている民間業者については「ようじょう業者」、「ようじょうしゃ」と言って、そういう読み方をしております。これは辞典を開いても、こういう読み方はありません。歴史的にそう呼んでおると。これについては、区が雇い上げた民間業者の清掃車両のことを言っております。

19年度のごみ別の収集量は下に書かれているとおりでございますが、参考としまして豊島区の集積所の数を一番最後に載せてあります。現在1万5,706カ所。これが集積所で、可燃ごみ・不燃ごみ共に、あるいは資源をここにお出しただいて、所定の場所にお持ちただいて収集していると。うち、戸別収集をやっている箇所が4,362カ所でございます。これについては道路が狭歪で集積所が設けられない、あるいは近隣との調整がつかなくて、そういう集積所が設けられないというようなケースを反映しまして、今のところ4,000を超えるところで戸別収集。直接排出されるお宅に伺って玄関先に置いてもらって、そちらの方から取っていくというようなやり方もしております。

21ページにってください。大きな3番目、豊島区の清掃・リサイクル事業の概要でございます。

22ページをお開けいただきたいと思えます。23区のごみの流れでございます。収集・運搬、それから最終処分まで。これは平成12年から各区に清掃が移管されておりますけれども、それ以前には全て東京都が行ってきておりますが、平成12年度から各区

が行う事業として位置づけられております。

それぞれ収集・運搬をやりまして、この中継というのが、途中、不燃の中継所まで持って行くことを中継と言っていますけども、それについては23区それぞれがやっていると。その真ん中にある中間処理は、可燃ごみで言えば焼却、不燃ごみ・粗大ごみでは破碎という処理が中心になりますけども、こういったものについては、それぞれ23区にすべての施設完備されているのではございません。清掃工場もないところもありますし、粗大ごみの破碎施設、これは23区で1カ所しかございません。不燃ごみについても数が限られるようなことから、共同処理をせざるを得ないというような状況で、東京23区清掃一部事務組合という組合をつくって、共同処理をしております。

そういった中間処理を経た上で、最終的には東京湾、中央防波堤にあります処分場がありますが、ここで埋め立てをする。これについては東京都が管理運営している関係から、委託によって埋め立てをしております。

次、23ページです。豊島区のごみの流れです。大きく分けて、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ、それぞれ流れが違ってきております。

まず可燃ごみについては、豊島清掃工場に持っていきまして、ここで焼却をします。焼却して残る焼却灰ですが、この灰の段階で、もとのごみ量の20分の1に減量します。容積が減ってくると。この焼却灰については板橋清掃工場に持って行きまして、ここで高温で、「溶融」と言うのですけれども溶かしまして、急速冷却をして固めると。

できあがったものが「溶融スラグ」と言って、人工砂のようなものなのですけども。これについては「インターロッキング」という舗装剤、建築素材等に有効利用されております。この段階で焼却灰の2分の1になりますので、全体としましては、この段階でごみ量の40分の1になると。最終的に残りのものについては、処分場で埋め立てるということになります。

不燃ごみについてでございます。不燃ごみについては、この場合は近くに処理施設がございません。処理施設は中央防波堤にある、不燃ごみ処理センター。ここまで本来、持って行かなくてはいけないのですが、ここまで行って戻ってくるということになると、相当な距離になって不経済かつ不効率だということから、新宿区にある新宿中継所というのがありまして、一旦ここで荷を下ろして、私どもの清掃車が戻ります。ここで、やや大型の車に詰め替えます。小型プレス車で9台分のごみを、一定の破碎と圧縮をしたものを、ここで詰め替えて中央防波堤にある不燃ごみ処理センターに持っていきます。ここで破碎等の処理をいたしまして、その際、鉄分、アルミニウムの回収をして、これを売却します。残りについては処分場で埋め立てると。

次に、粗大ごみですが、粗大ごみについては東池袋に粗大中継所がございます。一旦、粗大ごみを出すときには粗大ごみ受付センターというのがございまして、そこで電話かインターネットを通じてお申し込みいただければ、その際、指定した日にちと場所で受け渡しをしまして、東池袋粗大中継所に持って行きます。ここで比較的新しい、まだ十

分使えるというようなものは、一定の修理をしまして、北大塚にあります豊島リサイクルセンターあるいは清掃事務所内にありますリサイクルコーナーで展示販売をしていると。残りについては中型プレス車で破碎をして、運搬して、最終的には破碎する。この中央防波堤にある粗大ごみ破碎処理施設で処理をしますが、その際、鉄分を回収して売却する。残りについては埋め立てるということになります。

24ページ。豊島区の資源の流れです。大きく分けて可燃系資源、不燃系資源。これは、いずれも全て収集・運搬から委託をしております、先ほど容器包装リサイクルで3つのグループをご紹介させていただきましたが、いずれにも該当しないと。

独自の手法でやっているということで、今後、プラスチック類、包装容器一般全般について、リサイクルということであれば容器包装の指定法人ルートについての検討をしなければならないという流れとなります。

また可燃系資源ですが、これは古紙・古着・紙パック、こういったものを言っておりますけれど、選別・圧縮・梱包いたしまして、古紙・紙パックは製紙メーカー、古布は古布業者に渡しまして再生品とします。マテリアルリサイクルということでございます。

不燃系資源についても、びん・かん・ペットボトル・容器タイプのプラスチック容器、それからトレイと、それぞれの種類に従った処理の仕方をしています。インゴット処理というのは固めるというようなこと。あるいはフレークというのは細かく砕く処理でございます。製造メーカーに渡して、これも再生品として生まれてくると。

なお、プラスチック類についても、マテリアルリサイクルをしております。ケミカルリサイクルはしておりません。

25ページ。豊島区の子な清掃事業でございます。収集・運搬、これはどなたもご存知であろうかと思ひますが、可燃ごみ週2回、不燃ごみ週1回、収集しております。粗大ごみについては民間委託をしております、また、ごみの収集等に当たっては、事業系ごみについて合わせて収集・運搬をしております。

なお、廃プラサーマルリサイクルのモデル実施を行っている地域においては、不燃ごみについては月2回の収集・運搬をしております。

排出指導でございますが、不法投棄のパトロール、防鳥ネットの貸し出し等を行っております。それから適正処理については、一般廃棄物処理の許可、有料ごみ処理券の取り扱い等を行っております。

26ページお開けいたしたいと思ひます。

先ほど、区長のあいさつにもございますように、豊島区から排出されるごみの過半を占めているのが事業系のごみだということも、あいさつの中に入っておりましたけれども、事業系ごみへの対応について記載をさせていただいております。

まず、法の建前、法律と法の建前でございますが、まず1番目の丸のところ、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない」なっておりますが、適正の「せい」が性格の「性」になっておりますが、「正しい

」という字ですので、お直しいただければと思います。申しわけございません。自己処理責任の原則をうたっております。

それから、「区長は家庭廃棄物の処理に支障がない認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする」。まず、家庭廃棄物の処理というところが第一の役割。これに支障がないという範囲で、事業系廃棄物の処理を行うという中身でございます。

この事業系廃棄物すべてをやるのかということですが、全てではございませんで、紛らわしいのですが、その次の2つをご覧くださいければと思います。

規則で定める事業系一般廃棄物を自分で処理しなさいという明文を受け、その区分がその下に書いてあります。1日または臨時に50キロ以上だということから、私どもは、実際、家庭のごみと合わせて収集する事業系ごみは、1日平均50キロ未満のごみを出される事業者を対象としております。

それで、2番目のダイヤの形をしているところをごらんください。区で収集する場合、手数料がかかってきております。これは先ほど言いましたごみ資源についてはキロ当たり28円50銭となります。

それから、特に事業者が集中する池袋の繁華街については特別な扱い、これについても区長が冒頭ごあいさつで申し上げておりますけれども、池袋周辺の繁華街は特別扱いをしております。まず朝8時まで早朝収集をしております。また、可燃、不燃ごみ週2回、週1回という、通常のところは限定されていますが、可燃ごみと不燃ごみを毎日収集を行っております。

それから、当然、ほかの地域は休みですけれども、日曜日も収集しておりますし、年末については通常のところだと12月30日が限界ですけども、12月31日まで収集をしているということでございます。

なお、この繁華街等の事業系ごみについては、同時に私どもも一定の範囲で収集しておりますが、民間の収集業者が収集しているケースも多くございます。豊島区で一般廃棄物の事業の許可をとっている業者が8月現在で408ございます。

それから27ページですが、豊島区の主な3R事業。3Rと言っても「リデュース」のり、「リユース」のり、「リサイクル」のりと、頭にRという字がつきますから3Rと言っておりますけれども。それぞれ、リデュースの段階、容器包装の抑制推進とか、リユースですと家具等のリサイクル斡旋事業とか、リサイクルですと行政の資源回収あるいは集団回収、こういったものを事業として取り組んでいるところです。

28ページお願いします。豊島区の資源回収ですが、大きく3つに分けさせていただいてます。まず行政、区が回収しているのが集積所で週1回収をしております。今のところ8品目12分別でやっておりますけれども、奇数週と偶数週で品目を分けてやっております。ペットボトルについては毎回というようなことになっておりますが。

なお、廃プラスチックサーマルリサイクルのモデル実施地域、同時に、それが新資源回収のモデル地域でありますけれども、新資源回収事業ということで位置づけしまして、

これまでの週1回から週2回に回収回数を倍増いたしまして、毎週全ての品目8品目12分別を回収するような体制をとっております。予定では、来年の20年10月からは全地域でこのような体制をとってまいりたいと思っております。

次に、集団回収ですが、町会あるいは自治会等が月1回、団体によっては月2回というところもございますけれども、古紙・新聞紙が多ございますが、一部アルミ缶というものも含めまして、そういった回収をしております。これは回収量1キロあたり6円の報奨金を払っているところでございます。登録団体数が153団体、18年度はございました。

次に、拠点回収ですが、これについてはペットボトル182カ所、乾電池25カ所、プリペイドカード30カ所で拠点回収をしております。

29ページ、集団回収事業の実施状況です。一番最初に事業の中身が書いてあります。これが始まったのは昭和47年でございます。清掃事業が移管する12年のはるかに前でございますが、もともと豊島区は清掃工場を持たなかったですけど、その当時、持っていなかった当時から、豊島区は、地域と行政と回収業者と一体になりまして、ごみ減量を積極的に推進するために、昭和47年から町会、自治会等を中心に古紙類等の資源回収を開始しております。

登録団体数、それから報奨金の推移がそこに書かれております。それから、なお、団体報奨金は直接集めている団体に出すものと、資源回収業者、これについては古紙等の相場に応じて、年間何度も改定をして、今のところ、ほとんど下がってゼロに近くなってきておりますけれども、業者にも一定の支払いをしております。

なお、先ほど153団体となっておりますが、全体から、昔から比べると、少しずつ減る傾向にございます。具体的にいいますと、これまで担い手だった方が高齢化して、なかなか若い世代に受け継がれてないという事情がございまして、少しずつ減っている状況がございます。登録団体に対する支援でございますが、倉庫の貸し出し、あるいは空き缶プレス機の貸し出し等を行っております。

30ページです。区別の収集所での資源回収の実施状況ということで、まず9月現在ですが、従前、豊島区が他に先駆けて多品目の資源回収を行ってきていましたけれども、廃プラスチックのサーマルリサイクルを導入するというようなことから、他区においてもペットボトルを中心として資源回収に取り組むところが多くなってきております。

豊島区の欄、下から8番目、ペット・トレイまでは、全集積所で実施をしております。プラの容器包装ですけども、その他の容りがペットボトル・トレイを除くプラスチックの容器包装と言っておりますけれども本区の標示と言ったのは一部品目となっております。これについてはボトルタイプの容器等をやっております。全てをやるということになりますと、先ほども言った、指定法人ルートのことを検討しなければいけないということになります。ほかの区では、そういう指定法人ルートを実施また、これから予定をしているところもありまして、それぞれの区が一番障害になっているのは、先ほど言い

ました、梱包、あるいは保管していく場所の確保が非常に大きな課題になっております。

31ページです。先ほど何回か申し上げていますが、廃プラスチックサーマルリサイクルの導入ということで、来年20年10月から導入することを予定しております。

廃プラスチックサーマルリサイクルについては、そこに説明が載っておりますが、資源回収の対象になっている以外のもので、ごみに出される廃プラスチックを焼却することによりまして、発生する熱エネルギーを発電等に活用するやり方を言っております。

これをきっかけにしまして、単に燃やすということではなくて、私どもでは資源回収を週2回に倍増する、新資源回収事業として位置づけておりますが、そういうことで資源回収の充実を図ってまいりたいと。

合わせて廃プラスチックを焼却することになりますので、その廃プラスチックを可燃ごみに変更するという分別方法も異なることになります。7月から現在にいたるまで、約3%の世帯で施行モデルを実施しております、来月から10%の世帯で本格モデルを実施する予定でございます。

32ページ。略称ですが、廃プラサーマルの導入の背景になっている事例を4つほど上げさせていただきます。この場では、1つだけ、冒頭に上がった最終処分場の話だけをさせていただきますと思います。

最終処分場の残余容量が逼迫して、埋め立てる場所が残り少なくなっているということで、右側に東京湾の図面が載せてあります。色つきの部分は海面ということでお考えいただければと思います。1、2、3、4、5、6、7と、これは最終処分場を設けた歴史の古い順から並べておりまして、現在使われているのが、5の中央防波堤外側最終処分場。ここはそういう名前ですが、5の一部と、丸で囲まれています。7、新海面処分場と言いますが、この2つでございます。

何もしなければ、あと30年でこれが満杯になるだろうという想定をしております。それで地図をごらんになればわかるのですが、7番から3番にかけた右側、この辺りは千葉県海域になりまして、7番から南側に移りますと神奈川県の一部で、東京湾で東京都の管轄の中で最終処分場は、これ以上設けることは困難だということになっております。

33ページお開けいただきたいと思っております。新資源回収（廃プラサーマル）の導入に伴うごみ量の変化の目標でございます。

廃プラサーマルの分別変更が、今までのプラスチックのごみが、不燃ごみから可燃ごみに変わるという点が1つ。もう1つ、資源回収の機会を多くすることによりまして、今まで可燃ごみ・不燃ごみの中に入っていた、本来は資源回収の対象になるものが、まだかなりの部分が入っておりますので、それを資源回収に回したいと。回数をふやして、そういったところに誘導したりということから、そういったこと総合しますと、私どもの目標の、一番右側でございます、まず可燃ごみについては6.4%程度増加すると。この程度にとどめたいということで。資源回収ごみについてはマイナス6.6%。7割近

く減るということが一定の目標でございます。実は、モデル実施をしているところは大体同じような数字が出ております。資源回収についても大体60%を増加させたいという目標を立てております。

34ページ。廃プラサーマルを導入することによって経費（見込み）でございます。まだモデル実施でございますが、仮に、これが本格的に実施した場合、どういう経費の動きがあるかと言いますと、ごみの量も、一番大きくなるのは、不燃ごみが大きく、従来の30%にとどまるという見込みが立っておりますので、資源回収の回収活動も従前の2分の1にする予定でございます。それに伴って、車両の台数、作業人員の見直しをすることで約2億5,000万円ほどの減。

経費の増加。先ほど申し上げました資源回収回数を倍増することによりまして約1億5,000万円ほど増です。合わせて大体7,500万ほどの減になるかと見込んでいるところです。なお、モデル実施の経費につきましては約7,400万円ほど見込んでいるところでございます。

35ページ、大きな4番、ごみ資源量です。まず豊島区の18年度の一般廃棄物の内訳でございます。ざっとごらんいただくと、全体で11万2,894トンというのが区内全域から出されるごみの量でございます。そのうち、左側に吹出しで書いてありますけど、65%が事業系となっております。

それから区で収集している一般廃棄物の45%が事業系のごみ。大体、家庭系ごみが55%、そういう比率でございます。なお、ここでは、持込ごみというのは、民間の収集業者さんが集めて、直接、清掃工場に搬入している部分でございます。

37ページですが、ごみ収集量の推移です。全体としては減少傾向にございます。

ただ、粗大ごみについては一旦減ったのですが、やや増加傾向にございます。事業系ごみについても、多少出入がありますけれど、横ばいの状態かなと思います。

ここで14年度のところをごらんいただきたいと思います。このところで約13万から12万に、大体1万2,000トンぐらい、この中で1年間でごみが減っておりますが、これは新パイロットプラン、8品目12分別をこの年から始めた影響が出てきておりまして、ごみが資源に回って、それだけ減ったということです。

38ページ。豊島区のごみの組成です。昨年度調査をいたしました。この中に、先ほど申し上げましたように、ごみと、本来は資源回収で出していただくもの、ここに「資源」と書かれているところのもの、こちらをごらんいただければと思いますが。可燃ごみについては24%、約4分の1。それから不燃ごみの中での資源ごみが18%、約5分の1近くが本来は資源回収としてお出しいただくものが、ごみの中に出されているという状況です。

39ページ、資源回収量の推移です。何度も申し上げておりますが、14年度につきましては、新パイロットプランの開始ということで、急激にこの収集している部分がふえております。集団回収におきましては、多少出入がありますけれども、全体としては減

少傾向かなという感じがしております。

40ページです。豊島区の資源の組成でございます。これは、重量で算出しているものです。容積ではございません。紙類が半分以上、重量で占めていると。不燃系資源については30%程度ということです。

41ページです。1人1日あたりのごみ・資源排出量を出しております。積み上げの棒グラフになっておりますが、一番上が資源、真ん中の白い部分が不燃ごみ、下が可燃ごみでございます。全体として、ごみは全体が世帯の構成人数が少なくなるほど、逆に量が多くなっている傾向があるかなと見ております。

42ページです。最後の章になりますが、中間処理・最終処分でございます。

先ほど申し上げましたけど、中間処理については、各区で、それぞれ区で単独で対応できないというようなことから23区で清掃一部事務組合という組合をつくって共同処理をしております。

設置目的ですが、読み上げるような形になりますが、「23区が相互に補完しあいながら合理的・効率的に、また費用などの負担の公平を図りながら、「ごみ」の焼却や破碎などの中間処理や、「し尿」などの処理など、清掃事業の一部を共同で行うために設置した特別地方公共団体です」という目的です。

なお、ここに「し尿」というのがあるのですが、ほとんど豊島区ではないですが、現在4戸ほど残しているということでございます。基本的には、ごみということです。

まず予算ですが、平成19年度当初予算757億円余り。歳入の特徴としまして約57%が各区から支出される分担金で成り立っております。歳入の方ですが、この79%の清掃費、工場点検、修繕にかかる費用と人件費が占めております。

職員数等でございますが、職員数は1,316人(4月1日現在)です。

施設数については44ページをごらんいただければと思います。そこに施設の配置図がございまして、左に施設の表示する記号と数が載っております。

清掃工場につきましては、建て替え中も含めまして22カ所ございます。それから不燃ごみ処理センター2カ所。粗大ごみセンター2カ所。その他施設がございまして、図面の方をごらんいただきたいと思いますが、このうち清掃工場のないというのを挙げさせていただきます。真ん中にあります千代田区、隣接する新宿、中野区、次は隣接しているのは文京区、台東区、荒川区、この6区が清掃工場を持っていないということになります。

それから45ページに移っていただきたいと思いますが、先ほど、清掃一部事務組合の歳入の大きな部分を占めております分担金でございますが、この算出方法でございます。これは、従来は、17年度以前と書いてございますけども、まず算出方法のところをごらんいただければと思います。

17年度以前は民間収集業者が一組の管理する工場等に持ち込んだときに、直接、民

間収集業者から、手数料徴収します。その手数料部分を除いた全体経費を、それぞれの区の人口割で単純に出しておりました。それが18年度からは、それでは実際のそれぞれ区が出しているごみの量を反映してないというようなことから、18年度に変更いたしまして、区が収集したごみ量、これははっきりわかりますので、この部分についてはごみ量でいきましょうと。18年度全体で362億円になります。ごみを見ると豊島区の場合12億1,000万円ほど。

それから、残る搬入ごみ量の割合、これは民間収集業者が持ち込んでいるごみ量のところですが、このところは実際つかめないのです。何でつかめないかというと、これは民間収集業者さんが、これは豊島区のごみだけを運んでいけばいいのですけれども、実際そうすると事業運営が成り立たないというようなことから、23区では複数の区のごみを混載することを、1台について2区でも、3区でも複数の区のごみを収集することを認めています。そうしますと、実際のところ計量しても全体のごみでわかるのですけれども、それぞれの区のごみ量ではわからないということから、マニフェストによりまして按分しております。

したがって、実際のごみ量とかなり違っておりますので、ここについて、ごみ量を使わないで、従前どおり搬入のごみ量の経費から持ち込み手数料、業者が払う手数料を除いたほかの部分については、人口割で計算をしております。そうすると、この人口割のものというのが全体で35億円で、豊島区は1億円と。全体で13億1,000万円ということになりますけれども、これが、従前の方式で計算しますと、大体1億円高めになってくるのです。そうすると実際のところは人口に比してごみを出している量が多いというようなことになってくるのです。それだけ事業系ごみが反映してくるのかなということで推測しているところございます。

46ページです。豊島清掃工場、これは豊島区にございますけれども、実際これを管理運営しているのが、清掃一部事務組合ということになります。本日はこの審議会に、この工場長が委員の1人として来ております。この施設概要についてですが、これができあがったのは平成11年6月で、その後、稼働ということになっております。

それで、方式ですけれども、土地が狭いということから焼却炉が横長のものをつくれないので、縦長に造らざるを得ない状況であり、名称を全連動燃焼式流動床焼却炉と言います。炉が2つありまして、1日あたり200トン焼却できる炉が2炉あります。工場の面積が8,950平米。特に、この工場が最も特徴的なのは、煙突が極めて高い。210mで最も高い煙突でございます。

焼却することによって発生した熱の活用をしております、その熱が温めたお湯を隣接する「健康プラザとしま」の施設に供給をしていると同時にここに書かれておりませんが、発電をしております、それが工場に使われて、残りの部分を売却をしております。職員については67名。

環境調査については、排ガス調査、自然大気中のダイオキシン類の調査等、ここに掲

げている調査、定期的に実施をしております。

発電量それから売電電力量、売電額、17年度の実績ですが8,700万円ほどになっております。

47ページをごらんいただけますか。豊島清掃工場の排ガスの処理のフローを用意させていただきました。ほかにも排ガス以外にも排水、飛灰の処理についても安全処理しておりますけれども、一応、今回排ガスだけ掲載をさせていただいています。

焼却炉でございますが、これについて800度以上の高温で焼却しております。こういう設定になっていますのは、ダイオキシンにおいては300と500ぐらいのところできやすいというようなことから、高温で、ダイオキシンの発生を防止していると。それから、燃焼ガスを減温塔というところに送りまして、ここで冷却をしまして、だらだら冷ましていくと、その段階でダイオキシンの再合成するということから急速冷却をしてダイオキシンを防止するという対策をとっています。

右側に移りまして、ろ過式集じん機というところに排ガスがいきまして、活性炭を投入いたしまして、煤塵を取り除く、あるいはダイオキシン類、硫黄酸化物、塩化水素を除去する。

これを経まして、また排ガスが洗煙塔というところにいきまして、活性ソーダ・キレート剤を投入しまして、塩化水素、硫黄酸化物を除去すると。

最後の処理ですが、触媒反応塔というところにいって、アンモニアを投入して、それが触媒の働きをいたしまして、ここで窒素酸化物の分解すると。その処理を経た上で、煙突から排ガスを出していくという流れになっております。

48ページをごらんいただきます。豊島清掃工場の搬入量の推移でございます。ざっとごらんいただければと思いますが、1日あたり、18年度380トン。焼却炉も、この焼却能力があります。

なお、豊島清掃工場については豊島区の可燃ごみの全量が入ってきますが、そのほか清掃工場のない新宿区、あるいは清掃工場があるのですが、板橋区、北区の隣接する地域のごみが一部入っております。

非常にわかりにくい説明でございましたけれども、一応説明をさせていただきました。それでは、先週、豊島清掃工場の炉が停止いたしましたので、そのことを報告させていただきます。

(資料配付)

それでは、行き渡りましたでしょうか。図面と、これは私どものホームページにリンクしている一組のホームページからとったものでございます。

発生の日時が、9月19日水曜日の午前0時36分ということです。場所は豊島清掃工場内です。故障の状況ですが、1号、2号ありまして、2号焼却炉の炉内の圧力が急上昇したことにより、緊急停止装置が自動的に作動しまして運転が停止したということです。原因は、これから調査ということになりますけれども、現状からは、ボイラー周り

の水管が破れて、炉内に水蒸気が漏れてそのために圧力が急上昇したということが原因とされます。

被害状況、これもごらんいただければと思います。各種のデータから、工場の外部に灰などが漏れてないものと判断しております。けが人等の人的被害はございません。

ただ、3番、4番に書かれておりますけども、砂が飛散する、あるいは一部破損している箇所がございます。

今後の対応ですが、2号炉については今後、点検調査が入ると。1号炉についても念のため、安全確認のため、何か不具合が生じたようなわけではありませんけど、炉を停止して改めて検査をし、1号炉、2号炉合わせて検査をするということになります。

再稼働するまでの間、収集したごみを清掃工場に持っていけないわけです。北工場に、現在のところ全量運搬をします。清掃車両を増車しまして、日常の区民の方々のご見出しに影響が出ないように対応してまいりたいと思っております。

報告も併せ、私からの説明は以上でございます。

会長 どうも、大量の資料でしたけれども、ありがとうございました。

それでは、ただいまの、かなり広範な資料でございましたが、ご説明に対しまして質疑応答ということにしたいと思います。

大変恐縮ですが、時間の関係もありますので、一応あと10分くらいしかありませんけど、当面の予定は4時55分を目途にしたいということに思っていますが、多少オーバーしてもいいと思います。

何か、どこからでも結構ですので、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

委員 本当に、48ページにも至るまでの、ものすごい資料で。これをつくるのは本当に大変だったと思って、感心して説明を承っておりますが、私の方の、そばの地域が目白の方で、ちょうど回収方法をモデル地域としてやった友人に聞きますと、とっても捨てやすくいいというふうに聞いたのです。

それで、ますます、こういう資源回収とか、いろいろ活発化すると思うのですが、6ページの、先ほど課長さんが、せっかくリサイクルをするための保管場所というのがなかなか見つからないとか、現在1カ所、2カ所あるのかどうか、そういう説明を承りたいのですけれども。

豊島区は広うございますし、やはり、ごみの量も回収のあれも、資源のごみも多いと思うのですが、一遍にリサイクルできませんで、当然、保管場所というのは必要だと思うのです。そういう点の見込みの箇所とか、現在のこのぐらいたとか、そういうのがわかりましたら、6ページのこの保管の場所についてのご説明を承りたいのですが。

計画管理課長 今のところ、私ども具体的に、ここの場所と検討してはおりません。

委員 ゼロですか。

計画管理課長 ただ、ほかの区の状況を見ますと、大田区とか足立区あたりに一部ありますが、基本的に都内においては非常に困難で、埼玉県とか千葉県とか、そういうところ

るに持って行く。ただ、迷惑施設と思われており、都市計画法の手続きをとらなくちゃいけないということで、非常に難儀をしているところです。お金も相当かかるんですけども、お金もさることながら場所を恐らく23区内に求めるとというのが極めて困難だと思っております。

ですから、具体的に後ほど、ここでお話になることはあれですけども、ある意味で23区とは言わないまでも、ある程度の広がりのある地域のところで、広域的な処理ということも合わせて検討したいと、それぞれの区が恐らく持ってないので、確保するのは極めて困難じゃないかと思えます。

委員 東京都の方で、リサイクル協議会というのを持ってやっているのですけども、その仲間から聞いた戸田の方に何とか、いろいろ集めているみたいなのところがあるとかって、それはわかりませんか。

計画管理課長 恐らく板橋区でしたら、自分の施設でやっていらっしゃるのか、確認させていただきます。

委員 わかりました。

会長 そのほか、ございますでしょうか。

委員 先ほどの、焼却工場についてお伺いしたいのですけれども、現在の一日平均約380トンというのが、ほぼ満杯に近いというふうになりますよね。先ほどの数字から見ると。

計画管理課長 すみません。私が言うより工場長が。

委員 それで今後、従来の不燃ごみの焼却を行うという、その目標数値があると思うのですけど、かなり難しいのかなと感じます。

委員 豊島清掃工場の稼働率は、かなり高いということで、先ほど見ていただいたとおりですけども、1日の焼却能力は最大400トンです。年間通して、かなりそれに近い数字が出ているということで、使う分にはいいわけです。

今、ご質問のあったところは、これが果たして入るのかということですけども、23区全体で余裕率が、ある程度あります。共同でやっていますから、20工場程度が稼働していて、その中で23区がやっているごみの処理については十分できるというふうに考えています。

このごみの可燃区分の変更、ごみの分別の変更が進んでまいりますけれども、それによって可燃ごみはふえるだろうと。不燃ごみは逆に減っていくというふうに考えますけれども、可燃ごみに対しても、十分、今の能力で23区全体としてやっていけるという判断をしています。

会長 そのほか、ございますでしょうか。

委員 サーマルリサイクルの、33ページですが、目標値が出ています。これを見ますと、現可燃の約10%相当である9.6%、4,900トン。それから、現不燃の15.2%の2,400トンが資源にいくという、そういった目標数値。

目標を立てるのが大事なのですが、合わせて7,300トンですけれども、こんなにうまくいかなと実際思っているところで、それに向けて行政としていろんな知恵を絞るということだと思えるのですけれども、こういったイメージがあるのでしょうか。

計画管理課長 先ほど、ごみの組成をごらんいただきました。相当量が、4分の1または5分の1、まだ資源がごみとして捨てられている状態です。実際のところ協力率が大体80%ぐらいで限度いっぱい。100%になるとはなっていないのですけれども。できるだけ80%に近づけて、この目標値に到達したいと思います。

ちなみに、現在のところモデル実施しているところでは、先ほど不燃ごみについては目標を超えるような減り方をしています。資源についても大体40%程度、これは今後の推移を見ないとはいけませんけれども、今のところ4割増加をしております。これについて、まだ今後、手立てを講じなければいけないのかもしれないけれども、これは資源回収について着目して、これについて努力をして、なるべく近づけたいと思います。

委員 まだモデル実施で、これから努力というところだと思えるのですが、この目標値をもとに、次のページ34ページの経費見込みも考えていると思うのですが、目標達成できなかったとすると、ここも大幅に変わってくるという、そういう考え方ですね。

計画管理課長 これについては、資源とかということではなくて、資源回収週2回やります。これは、2回で決まっています。

それから経費のマイナスについても、これは不燃ごみで、実際に目標値を超える、30%になりますので、ごみ量が今までの3分の1以下になっています。実際にほかの区でも同じ傾向がありますので、これについては、ごみ量からしても月2回も、実際のところは、それでも多いというようなレベルになっているのですけれども、それに月2回、約半分に回数を減らしますので、それについては見込み違いといか、そういうことはないかと思えます。

委員 集団回収の町会なんかの担い手が、大分、世代交代がちゃんとできてないということで、かなり減っている傾向にあるという話ですけども、地元を見ていますと、最近アルミ缶が非常に値がいいということで、集められた側からちゃんと持って行く人がいるのです。自転車の後ろの大きなごみ袋に全部入れて。これは、かなり地元としてはせっかくやっているものを持っていかれるわけですから、こういうことに対しては状況をどういうふうに把握していらっしゃいますか。

計画管理課長 そういう話を折に触れて聞きます。区も、その情報を得た段階でパトロールを実施して、相手を特定できれば説得をして指導するという対応をとっております。

まず、そういうお話をいただいたときには、警告する看板を設けて、なおかつ、できるだけ一定の時間、情報に基づいてパトロールを実施をしているところです。

委員 かなりご努力いただいているのはわかりますけど、いたちごっこだと思いますし、それには、その現場で対応がとれるようなことを少しお考えいただいた方がいいと思います。私なんかでも目の前でそういう人が一生懸命拾って持っていても、手が出せな

いですもの。池袋ですとホームレスとかが多いものですから、本当にこれは大量なものを抱えていっています。現状認識を新たにして、対策については今後、考えていただきたい。私たちもどうしたらいいのか非常に考えているのです、現場で問題提起だけしておきますので。

委員 きょう、いろいろご説明をいただいて、今後具体的に審議をしていくということになると思うのですが、基本的なことだけ伺いたいのですが。豊島区の場合に、資源の回収とかパイロットプランとかいろんな形でやってきて、2000年に清掃工場が作られてというような経過の中では、いかにダイオキシンの排出を押さえるかというようなところ、相当論議をして清掃工場の稼働も進んできたと思うのです。

今、改めて、新たなプラスチックのサーマルリサイクルをやるということで、可燃の部分を相当数ふやすと。ただ、私自身の記憶だと、7年前のときに燃やすことによって大気汚染の問題とか、ダイオキシンの問題とか、非常に慎重にやってきたような経過があったのだというふうに思うのです。

そこら辺が、今、7年目ということで見直して、改めてどういうごみを燃やしていくのか、ごみそのものを減らしていくのはどうするのか。それから資源として使っていくのはどうするのかという計画を立てるわけですがけれども、この7年間で、やり方自体を、燃やさないで回収していたものを燃やすようになる。この間の説明の中では、最終処分場が限界があるというお話はすごく聞くのですけれども、それだけで燃やしちゃっていいのだろうかというような素朴な疑問も持っているものですから、できればそこら辺について、お話をさせていただければありがたいなというふうに思います。

委員 豊島工場につきましては建設のときから環境への問題が各方面からご懸念いただいていたわけでございますけれども、技術的な問題ですとか、工場の運営協議会という場で、これは第三者機関が測定した、さまざまな数値をオープンにさせていただきます、これは法の規制はもちろんでございますが、それを、はるかに下回ります自己規制値、これをさらに下回るような運転をさせていただいているということで、この間みずからの操業、それから数値によって一定の安全性を得ることができてきたのかなというふうなことでございます。

一方、この廃プラスチックの問題についてはご案内のとおり、国または東京都での議論がありました。東京都についても、やはり処分場の問題が出ましたが、そうした状況を見ると、さまざまな、技術的な問題、社会的な問題を考えて、やはり焼却による熱回収という方法も考えるべきではないのかと。

そうした背景で、先ほど申し上げた23区が共同で中間処理をやっていますけれども、区長さん方のお話し合いによって、やはり、そういうものについて、これは最終処分場でございますが、責任を持った判断が必要だということで、一方では資源の回収を強力に進めつつ、やはりマテリアルリサイクルに不向きなプラスチックについては、資源ですから熱という形で回収しようということで議論し、了承され、来年20年10月まで

は足並みをそろえて、遅くとも皆さんでやるようにしましょうということで、今、各区がモデルに取り組んでいると。

当然、モデルをやるわけでございますから、清掃工場での実証確認と言いますか、どういふ結果が出るのかということについて、この数値がお示しをしてやりましょうというふうなことでございます。

なお、現在これは豊島工場の数字でございますが、既にプラスチック焼却をしているのです。もう現在の段階で、先ほどのごみの組成の調査でも明らかのように、プラスチックが混入されております。6%は既に入っちゃっています。それが10%ぐらいの分量になるのかなと。現実のごみの変化としてはそんなように考えております。

以上でございます。

委員 時間の関係がありますので、やめますけれども、私は、そこら辺は実際に燃やしていいのだろうかというようなことを含めて、検討というのはずっと必要だろうというふうに思いますし、それから、これはつかみにくだらうというふうに思いますけれど、ごみそのものの発生を抑える。私たち、よく問題にしていたのは、例えばペットボトルとかああいうのは次から次とつくられてくるし、つくられれば非常に便利ですから使いますし、使った後はリサイクルはしますけれども形としては廃棄という、次のものはつくられていくという経過はありますけれども、そういう意味では発生源のところ、発生を抑制していくというようなことも含めて、全体に考えていかないと、なかなか厳しいのではないかなということ、今改めて感じています。できれば、そういうことも含めて、1つの論議をしながらある程度の方向づけが出てくればいいかなというふうに思いました。以上です。

委員 計画を立てるときには、ある程度、15年先、未来を見ていかなければいけないのですが、廃棄物関係のことについて、おつくりいただいた資料でとてもよくわかったのですが、ごみが発生する原因となる、例えば経済の計画をどうしていくのかとか、都市計画をどうしていこうとしているのかということに関して、どこに書いてあるのかということ、できれば、簡単に次回にでもご紹介いただければいいかなと思います。

計画管理課長 入れさせていただきます。

会長 まだまだコメント等あると思うのですけれども、時間の関係で、とりあえず、きょうのところはこれで終わりたいと思います。

なお、追加のコメント等、資料を今日初めてごらんになった方々もおられると思いますが、ございましたら事務局に言っていただくということで、お願いします。

それでは、本日最後の議題ですけれども、資料第1 - 8号の第3期豊島区リサイクル清掃審議会スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

計画管理課長 資料の第1 - 8号ごらんいただければと思います。きょう9月25日これは終了いたしました。第2回目が日付が入っておりません。直近で11月上旬から中旬にかけて設定した上で、ご通知申し上げたいと思います。それから2回目につきまし

ては、現状から課題を抽出していただくというような中身でございます。3回、1月下旬と、それから3月下旬第4回については、課題の整理と今後の方向性についてご審議いただきたいと思っています。

なお、4回目について、仮に課題の整理と今後の方向性についてある程度目途がついているということであれば、施設見学会も予定をしたいと思っています。

第5回は来年度になりますけど、5月中旬。それまでの審議を踏まえて答申の骨子についてご議論をいただき、6回が7月下旬。答申の素案についてご審議いただいて、最終的には第7回9月下旬に答申をいただくということでスケジュールを出しております。会長 ありがとうございます。ただいまの説明に何か質問がございましょうか。

ないようでしたら、このスケジュールに基づき審議を進めていきたいと思えます。

それでは、第1回の審議会はこれで終了させていただきたいのですが、事務局から何か連絡等ございますでしょうか。

計画管理課長 私の方で。1点は本日の会議録につきましては、できるだけ早く、来月中、10月中旬にはお送りして、点検いただいて、問題がないとなれば事務局にお知らせください。

それから2点目ですけれども、本日、資料の課題が多くなっております。今後、課題が想定されますので、私の方で資料をファイルしたものを2つ用意させていただきまして、ご自宅用と、それから事務局で預かっているものと2つ用意させていただきます。

自宅用については、後日、事務局の方でお送りさせていただきます。したがって、資料はお持ち帰りにならなくても結構ですが、お持ち帰りになっても結構ですけれども、2つ用意をさせていただきます。

一応、最後に委員の報酬をお支払いたしますので、しばらくお席でお待ちいただきたいと思えます。以上でございます。

会長 それでは、これをもちまして、第1回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきます。

(午後5時06分閉会)